

平成29年1月20日局長決定

京都市商業集積ガイドプランにおける望ましい店舗面積の上限の目安の取扱いについて

京都市商業集積ガイドプランの「地域型商業集積ゾーン」及び「産業機能集積ゾーン【高度集積地区（商業系）】」における大型店の誘導・規制の考え方（望ましい店舗面積の上限の目安）として記載している「特に定めないが、立地条件を考慮した店舗規模」について、次の表に掲げる地域においては、「立地条件を考慮した店舗規模」として以下のとおり定める。

ゾーン名	対象地域	「立地条件を考慮した店舗規模」の考え方
地域型商業集積ゾーン	太秦天神川駅周辺（御池通25m北沿道、府道二条停車場嵐山線（三条通）、太秦東部緯4号線及び国道162号（天神川通）に囲まれたエリアを除く。）	駅からの距離及び周辺の道路状況を踏まえて、望ましい店舗面積の上限の目安を <u>8,000m²</u> とする。
産業機能集積ゾーン【高度集積地区（商業系）】	くいな橋駅周辺	周辺の道路状況を踏まえて、望ましい店舗面積の上限の目安を <u>8,000m²</u> とする。